

-学生・生徒の皆さまへ-

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化されます！

別添 1

求職者等に対するセクハラ対策を事業主に新たに義務化する改正男女雇用機会均等法が令和8年10月1日から施行されます。

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「**性的な言動**」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

求職活動等の例

※SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

- 採用面接
- 就職説明会
- 労働者への訪問（いわゆるOB・OG訪問）
- インターンシップ
- 教育実習、看護実習等の実習

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

面接中、面接官から「恋人はいるのか」といったプライベートな部分に関する質問を受け、苦痛を感じて**就職活動の意欲が低下した**。

会社のインターンシップに参加したところ、社員から**食事やデートにしつこく誘われた**ため、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下した**。

就職希望の会社の社員にOB・OG訪問をした際、**社員から性的な関係を求められた**ことで、苦痛を感じて、**就職活動の意欲が低下した**。

事業主が講じなければならない措置には以下のようなものがあります

➤ **就職活動やインターンシップをするときはあらかじめ確認しましょう** ✓

方針等の明確化と周知・啓発	相談体制の整備	事後の対応	その他
✓ 求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する ※面談時間及び場所の指定、やり取りに用いるSNSの種類 の指定 等	✓ 相談窓口をあらかじめ定め、求職者等に周知する	✓ 事実関係を迅速かつ正確に確認する ✓ 被害者に対する配慮のための措置を行う	✓ プライバシー保護のための措置を講じ、求職者等に周知する

もしセクハラ被害にあったら…

まずは**事業主が設置する相談窓口**に相談しましょう！

事業主が対応してくれない、事業主に相談しにくいなど、お困りの際は…

学校が設置するキャリアセンターやお近くの都道府県労働局にご相談ください！
なお、新卒応援ハローワーク等の窓口にも相談できます。